

会議録

会議の名称	令和6年度 第1回 所沢市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	令和6年5月27日(月)
開催場所	所沢市役所604会議室
出席者の氏名	<p style="text-align: center;">【委員】</p> <p>小野塚 勝俊(会長) 中島 秀行(副会長) 芝井 克英 岩元 貴 金野 司 山村 顕子 小山 義昭 堀 謙作 前田 広子 市来 広美 中田 利明</p> <p style="text-align: center;">【事務局】</p> <p>学校教育部次長 櫻井 誠 学校教育担当参事 吉川 誠 教育センター担当参事 中村 啓 学校教育課主幹 刈谷 和哉 所沢市立教育センター相談室長 高鍋 英彦 所沢市立教育センター副主幹 和田 里恵 学校教育課指導主事 虫本 大介 同 指導主事 石田 優紀 同 指導主事 今井 知博 同 指導主事 宮岡 修平 同 指導主事 佐瀬孝太郎</p>
欠席者の氏名	【委員】 須澤 一男 市川 實
説明者の職・氏名	学校教育課指導主事 虫本 大介 学校教育課指導主事 石田 優紀 学校教育課指導主事 今井 知博

議 題	1 開会 2 委嘱状・任命書の交付 3 会長挨拶 4 委員自己紹介並びに事務局紹介 5 いじめ問題対策連絡協議会の役割について 6 報告・協議 (1) 本市のいじめの現状について (2) いじめ問題等に係る、各機関・団体の取組について (3) 今後の活動の方向性について 7 連絡 8 閉会
会 議 資 料	1 令和6年度いじめ問題対策連絡協議会名簿（資料1） 2 所沢市いじめ問題対策連絡協議会条例
担 当 部 課 名	所沢市教育委員会学校教育課 電話 04 - 2998 - 9238

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	1 開会 2 委嘱状・任命書の交付 3 会長挨拶 4 委員自己紹介並びに事務局紹介 5 いじめ問題対策連絡協議会の役割について ・本協議会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、いじめ問題に特化した会議体として、本年度新たに発足した組織である。 ・議会の目的は、第2条にあるとおり、「いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関すること」を協議することとしている。

事務局	<p>6 報告・協議</p> <p>(1) 本市のいじめの現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめは「いじめ防止対策推進法」第2条で定義されている。 ・ 本市において、法の施行当初より、法の理解について教職員の研修等を通して各学校に伝達し、積極的な認知といじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めている。令和4年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小中学校のいじめ認知件数は増加傾向となっている。 ・ 本市において、認知件数は、小中合わせて令和元年度3,794件、令和2年度（コロナによる臨時休校2カ月があったため）3,235件、令和3年度3,480件、令和4年度3,425件と推移している。令和5年度については、現在調査中だが、令和4年度より減少する見込みである。 ・ いじめの解消については、「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年）」に基づき、単に謝罪をもって解消ではなく、いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを児童生徒本人や保護者に丁寧に確認しながら解消の判断をしている。 ・ 本市のいじめは例年約98%が解消、1、2%のいじめが未解消で、学校と教育委員会が連携を図りながら支援や見届けを行っている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 98%解消というのは何をもって判断されたのか。子供たちが元の生活に戻れたということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人への聞き取りや保護者への確認をもとに解消としている。
委員	<p>(2) いじめ問題等に係る、各機関・団体の取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護について、人権擁護委員が人権啓発活動をしている。 ・ 人権教室や、相談活動でSOSミニレターなどの取り組みを行っている。 ・ 看過できない内容は、児童相談所や学校に連絡している。 ・ 強制的な手段はとれないが、人権侵犯利権の調査も行っている。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所では、不登校や親子関係の不和の中からいじめを感じていることがある。 ・ 家庭の課題に関して一緒に考えながら対応し、児童のケアという点で協力している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察では、いじめ問題については教育現場における対応を尊重している。 ・ その他の問題については、いじめ問題との関連を考えながら対応している。 ・ 生命身体財産に被害が生じる恐れがあるものについては調査や捜査を行い、立件や補導措置をしている。 ・ SNS 中の問題については、各機関と連携して対応している。 ・ 学校との懸け橋となっているスクールサポーターと情報収集し、連携に努めている。 ・ 少年サポートセンターの相談員がカウンセリングしている。 ・ いじめが重大になる前に早期発見・対応していきたいと考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTA に入らないという方も増えているが、PTA はすべての子供のためにできることをしていくということを考えている。 ・ いじめについては、PTA としては、学校のことは学校にお任せし、足並みをそろえていくことが大切だと考えている。 ・ 保護者の横のつながりを作り、自分たちで解決していくような関係を作るためにも、PTA に加入してもらえよう取り組みたい。 ・ いじめの事実確認も難しくなっているが、保護者同士の関係があれば、解決できることも増え、先生方の負担も減らせる。 ・ 市P連では、不登校の講演会やワークショップを重点的に行っている。 ・ いじめをさせないことが大切で、本質的な解決のためには、どうしていじめをしているかを考えることが大切だと考えている。 ・ いじめはなくするのは難しいが、減らすためには、家庭環境などの原因を解決していく手伝いをしていきたい ・ 市役所も横のつながりを意識して、対応いただきたい。 ・ 深刻ないじめやSNSについては一生消えないので、謝っただけでは解決とならないので、次のステップに進めるようなサポートを市にはしていただきたい。

<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校としては、予防のためにアンケート調査を取っている。 ・ 教員と子供たちが信頼関係を築くことが大切だと思っている。 ・ 子供の変化を捉えられるようなアンテナを高くし、声をかけるようにしている。 ・ 問題が起きた時には、できるだけ早く共有をすることが大切だと考えている。 ・ アンケートが書けない、書かない子供のため、会話や観察の中での発見も重要視している。 ・ 少しでも悩みがあったら、話を聞くなど（いじめが）広がらないような対応が必要だと考える。 ・ いじめが起きてしまったら、各種組織を活用し対応策を考えて実践している。 ・ いじめ基本方針を共有しながら、重大事態にならないように早く対応していく。 ・ 大人の見えないところで行われるいじめについて、学校や家庭、地域それぞれの目で見たい。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校において、いじめの対応について、早期発見・対応が重要である。 ・ 学級担任は児童の心や様子の変化を見逃がさないように、観察眼を磨いている。 ・ いじめはどの学級でも起こりうると認識し、アンケート調査や面談などで児童から話を聞く機会を定期的にもっている。 ・ いじめが起きた時は、複数の教員で初期から組織的に対応している。また、保護者対応や児童との面談では、対応の経過を記録に残している。 ・ いじめられた児童については良さや能力を認め励まし、自信を持たせるようにしている。 ・ いじめ予防のためには、担任は他の教員と連携しながら、いじめを見て見ぬふりをしないための学級経営を行っている。 ・ いじめている児童には、相手の身になって考えさせ、いじめは絶対許されないことを理解させ自己指導能力の育成に努めている。 ・ 安易な児童同士の仲直りだけを行うのではなく、いじめの解消にあたっては3か月間の見守りと被害者本人の苦痛の対象に留意して判断するようにしている。 ・ 本校のいじめについて、すべての事案について保護者の同意をも

<p>委員</p>	<p>らい、被害児童と加害児童の支援をして解消に至っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告・連絡・相談がなされず、対応が遅れた事案もあるが、積極的な生徒指導や、一人一人の安全安心を確保した学級づくり、学校づくりに努めている。 ・ 福祉部は、各種相談支援の際、事案を把握する可能性がある。 ・ 生活困窮者の自立支援、子供と福祉の未来館の相談窓口や、生活福祉課での相談や学習支援などを行っている。 ・ 地域の身近な相談役としての民生児童委員の皆さまの活動、地域包括支援センターの活動がある。 ・ 市と連携し、CSW（コミュニティーソーシャルワーカー）が配属されている。 ・ 地域福祉サポーターは、引きこもり等の支援も行っている。 ・ 他にも保護司会や更生保護助成会によるサポート、社会を明るくする運動など、それぞれが連携している。 ・ さまざまな環境の子供が、親にも先生にも言えない状況の中、家族以外の人に気軽に相談する環境を整えたい。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども未来部は、児童館には、中高生の間関係の悩み事などの相談があり、丁寧に対応している。 ・ 児童クラブについては、学年やクラスの区別がなく様々な問題が起こるが、早期発見に努めている。 ・ 児童クラブ内でいじめがあったのではないかとこの相談については、児童福祉課と連携し、事実確認をして迅速に対応している。 ・ 子供の活動の場所を別にするなどの対応をしたり、小学校とも連携したりして、問題解決を図っている。 ・ 子ども家庭センターの不登校相談では、丁寧に傾聴し、まずは子供の話をよく聞くことや学校の担任に話をするなどアドバイスをおこなっている。保護者の了解が得られれば、子ども相談担当から学校に連絡することもある。民生委員や子ども食堂、教育センターと連携も行っている。
<p>委員</p>	<p>※ 本市の取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめについては、調査や職員の指導力向上に努めている。いじめの未然防止の取り組みも始めている。 ・ いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得るものだが、「起

	<p>こっても仕方がないいじめ」というものはないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ」の対応について、表面的な解決を目指すものではなく、いじめ行為に及んだ背景やその支援も含め、より丁寧に対応をする必要がある。 ・教職員がいじめ理解やその対応について、日々の研修に努めることも大切である。 ・本市では令和4年10月に「所沢市いじめ防止基本方針」の改訂、12月に「いじめ対応マニュアル」の改訂を行った。改訂の中では、未然防止、早期発見、早期対応の視点に基づき、教職員の資質向上に努めるよう啓発し、教職員向けの研修資料を作成し、令和5年度当初に全校での研修を実施した。 ・教職員は校内外の研修の機会に、「いじめ防止対策推進法について」や、「命の大切さ」、「いじめへの対応」、「子供への寄り添い方」などについて研修し、教員としての資質や能力の向上にも努めている。 ・「いじめ未然防止プログラム」は子供たちがトラブルを解決する力を身に付け、いじめを生まない学校風土を醸成し、いじめを許さない集団作りの視点から、いじめの未然防止に取り組む。 ・今年度は、協力校3校に研究を委託し、いじめの未然防止に向けた講演会や子供たちの実態把握のためのアンケートの実施とアンケートに基づく授業の実施を計画している。 ・教育委員会では、今後も学校の取組について、時代に沿ったものとなるよう、適宜見直しを図りながら学校と連携し、取り組む。 ・学校教育課が学校を訪問し、学校の取組などについて指導・助言をするなど支援を続ける。
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・各取り組みについて意見や質問をお願いします。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止プログラムについて、学校運営協議会が増えてきているので、地域の方々へ「いじめ未然防止プログラム」等についての啓発や説明も行っていただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の協議会で話題に上がるようなら情報提供はしていく。地域の力で解決すべき問題と考えている。

議長	<p>(3) 今後の活動の方向性について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 今後の協議会において、子供たちを取り巻く現状を共有し、各機関・団体の連携を推進するよう依頼。
事務局	<p>7 連絡</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次回、第2回所沢市いじめ問題対策連絡協議会は令和7年2月頃に開催する予定。開催日時決定次第、通知を発送する。 <p>8 閉会</p>